

## 29 令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜 ～入学者選抜の結果に係る簡易開示（情報の提供）について～

### 1 はじめに

2026（令和8）年3月23日（月）に広島市立広島みらい創生高等学校で二次選抜が実施され、翌日の3月24日（火）に合格発表がありました。

また、広島県立東高等学校では、3月24日（火）に入学者選抜が行われ、3月26日（木）に合格発表があります。

これで、令和8年度の春季の入学者選抜は終了です。受検されたみなさん、本当にお疲れ様でした。第一志望の高等学校に合格できたという人も、第一志望には届かなかったけれど全力を出し切ったという人も、みなさんの4月からの高校生活が充実したものとなることを願っています。

一方で、不合格となった人の中には、「自分の何が足りなかったのだろう」と気持ちが整理しきれない人もいるかもしれません。

そのような人のために、選抜結果の一部を本人が確認できる「簡易開示」という制度があります。

ここでは、この制度の内容や手続き等について分かりやすく説明します。

### 2 簡易開示の制度

広島県公立高等学校入学者選抜においては、選抜結果の一部を確認できる「簡易開示」の制度が設けられています。

そもそも開示とは、行政が保有する文書やデータを、本人や市民が知る権利に基づいて請求し、閲覧や写しの交付を受けられる制度のことです。ここでいう行政には、教育委員会や学校なども含まれます。通常、開示請求は書面で行い、行政による開示・不開示の審査を経て、開示決定がされた場合に文書の閲覧や写しの交付が行われます。

一方、簡易開示は、こうした正式な手続きを簡略化し、本人からの申請に基づいてその場で情報を確認できるようにした制度です。

開示方法には、口頭での説明や文書の閲覧、写し等の交付などがありますが、広島県公立高等学校入学者選抜では、口頭での説明や閲覧に限られ、写し等の交付は受けられないことになっています。

### 3 入学者選抜の結果に係る簡易開示の内容・手続き等

「令和8年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に記載されている簡易開示の内容や手続き等の概要は次のとおりです。

#### (1) 情報提供内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 自己表現の総得点

ウ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

#### (2) 情報提供請求対象者

一次選抜の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

#### (3) 本人等であることの確認

一次選抜の受検票、出身中学校の生徒証明書などの提示により確認する。

#### (4) 情報提供期間

令和8年3月18日（水）から4月17日（金）まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び学校が定める振替休日等を除く）。

受付時間は9時から16時まで（ただし、各高等学校の昼休憩時間を除く）。

### 4 おわりに

簡易開示は制度として認められた手続きで、選抜の結果を自ら確認することで気持ちを切り替え、新たな一歩を踏み出せるのであれば、このような制度を利用してみるのも一つの方法です。

広島県では、簡易開示の対象は「一次選抜の受検者のうち不合格者のみ」とされていますが、文部科学省の「令和6年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」によれば、全国の8割以上にあたる41都道府県では、合否を問わず請求者全員に開示が行われています。不合格者に限定しているのは広島県、新潟県、福井県の3県のみです。岩手県・神奈川県・山口県の3県では、簡易開示自体を実施していません。

請求者全員に開示をしている茨城県では、不合格者には、合格発表後速やかに「解答用紙の写し（教科別得点を含む）」を簡易書留で自宅に郵送し、さらに、合格者には、合格者説明会で全員に「教科別得点、合計得点」を交付するとともに、入学後、希望者には「解答用紙の写し（教科別得点を含む）」を交付しています。

受検生のみなさんが必要な情報にアクセスし、安心して受検に臨むことができる仕組みづくりが、これからもっと進んでいくといいですね。

